

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し（設置に伴う樹木の伐採及び土地の造成工事を含む。）、維持管理を行う事業（以下「事業」という。）をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者及び行おうとする者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電設備事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の全部又は一部について、所有権その他の使用権限を有する者又はその承継者をいう。
- (6) 地域住民 事業に伴い生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者及び団体をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、町の自然環境、生活環境等に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるとともに、町や地域住民と良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、地域住民に対して事業に係る計画の内容及び維持管理等の方法について十分

説明し、地域住民の理解を得られるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備に係る事故等が発生したとき、又は地域住民からの苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理しなければならない。

- 2 土地所有者等は、災害の発生を助長し、又は自然環境、生活環境等を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電設備について適用する。

(1) 発電出力（実質的に同一の事業者が複数の場所に設置する場合及び実質的に一体と認められる場所で複数の発電設備に分割して設置する場合は、その発電出力の合計）が10キロワット以上のもの（既に事業を実施している事業区域において、発電設備の変更等により総発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）

(2) 事業区域の面積が50平方メートル以上のもの（既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が、50平方メートル以上となる場合を含む。）

(事前協議)

第7条 事業者は、事業を実施しようとするときは、事前に申し出て、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）について町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要に応じて指導又は助言を示した指導書を交付するものとする。

(地域住民への周知及び説明会の開催)

第8条 事業者は、前条の協議の後、次条の規定による届出をする前に地域住民に対し当該事業計画の内容について周知するとともに、地域住民から事業に係る説明会の開催の要望があったときは、これに応じなければならない。

- 2 事業者は、事業計画の内容について地域住民の理解が得られるように努めなければならない。

ない。

3 事業者は、説明会を開催したときは、その結果を町長に報告しなければならない。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の30日前までに、事業計画を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたとき、又は届け出た事項を中止するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 事業者は、事業を廃止するときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他事業の廃止に関し、関係法令等にのっとり必要な措置を講じなければならない。

(維持管理責任)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及びその敷地周辺の適切な維持管理を行う責任を負うものとする。

(草木等の管理)

第12条 事業者は、敷地内外の雑草の繁茂や樹木の越境等によって、地域住民の生活や交通に支障がでないように適切に管理しなければならない。

(景観・安全対策)

第13条 事業者は、再生可能エネルギーの破損や外観の劣化等により景観や安全に悪影響が生じないよう、速やかに補修、清掃等の措置を講じなければならない。

(立入調査等)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第4条第3項の必要な対策を講じなかったとき。

(2) 第9条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第10条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第2項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及び廃棄を適正に行わなかったとき。

(4) 事業者が前条第1項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 災害の防止及び良好な自然環境、生活環境等の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

3 事業者は、前2項の規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を速やかに町長に報告しなければならない。

4 町長は、前項の報告を受けたときは、その処理状況について、速やかに確認を行うものとする。

(公表等)

第16条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 町長は、前条第2項の規定による勧告に従わない事業者について、国及び宮崎県に必要な情報を提供することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日を経過し

た以後に着手する事業について適用する。

3 第10条の規定は、施行日から30日を経過した日以後に廃止する事業について適用する。